

秩父市 複数施設一括省 CO₂ 化改修事業提案募集要項

1. 趣旨

秩父市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「秩父市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しており、その中で秩父市の事務事業による温室効果ガス排出量を 2030 年度までに、2013 年度（政府の地球温暖化対策計画の基準年度）比で 40%削減することを定めている。それに向けた具体的な取組事項として、公共施設の省 CO₂ 化を行う改修計画を、「秩父市公共施設省 CO₂ 化計画《全体編》」として定め、2030 年度までの公共施設マネジメントの実施による温室効果ガス排出量の削減を実現していくこととしている。

具体的な改修事業の実施に向けては、2017 年度に環境省の補助事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の採択を受け、市所有の複数の公共施設について、リース手法を用い一括して設備の省 CO₂ 化改修を行うための調査業務を実施した。

秩父市複数施設一括省 CO₂ 化改修事業（以下「本事業」という）は調査結果に基づき改修事業を実施することで、地域経済の活性化を図るとともに、市の公共施設の省 CO₂ 化を推進することを目的として、環境省の補助金事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」）」及び「業務用施設等における省 CO₂ 促進事業実施要領（以下「実施要領」）」に基づき実施する事業である。

事業の実施にあたっては、二酸化炭素排出抑制及び低炭素設備の改修提案と、その確実な施工及びリース期間中の維持管理、効果計測・検証の実施について、民間事業者の優れた技術と専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式により最も優れた提案者（以下「優先交渉権者」）を選定する。

2. 事業の概要

(1) 事業名

秩父市複数施設一括省 CO₂ 化改修事業

(2) 事業の内容

ア バルクリース事業による改修工事の実施と賃貸借契約の締結、事業効果検証、維持管理

イ 環境省補助事業要件を満たした補助事業者となり当該補助事業を実施。対象事業の要件は、実施要領「第 3 補助金の交付事業」のとおりとする

※本事業に係る優先交渉権者は環境省の補助事業者（執行団体）へ補助事業の交付申請・他補助事業に関する手続きを行うこと。

(3) 改修対象施設・対象設備区分

本事業の対象となる施設・設備区分は以下であり、詳細な施設の情報、設備の機器

等については、別添1「各施設情報・導入設備等仕様書」を参照すること。

施設名	施設用途	住所	設備区分
ほのぼのマイタウン	老人ホーム	埼玉県秩父市蒔田 1977	空調設備、 照明設備
文化体育センター	体育館	埼玉県秩父市大野原 1470	空調設備、 照明設備
吉田元気村	キャンプ場・宿泊施設等	埼玉県秩父市上吉田 4942-1	空調設備、 照明設備、 給湯設備

(4) 事業スケジュール

優先交渉権者選定 H30年3月下旬

補助金交付申請 H30年4月中旬

賃貸借契約締結 H30年4月以降（交付決定後）

低炭素設備導入の施工

導入事業完了 H31年2月まで

リース開始 平成30年度内の工事完了後とし、開始日は事業者提案による。

事業完了実績報告 H31年2月まで

導入事業交付額確定 H31年3月

リース契約の終了 平成30年度から15年以内（平成45年3月まで）の範囲で、事業者提案による。

(5) 事業費参考額

327,350,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

うち、市予算計上予定額（平成30年度～平成44年度分）247,350,000円

※提案における事業資金計画等は、事業費の範囲内で作成すること。

※この金額は、低炭素設備等導入に関する費用（維持管理費などを含むリース期間の総支払額）であって、国補助（工事費の1/3、既存設備の撤去費等を除く、上限8,000万円）の適用前の額である。

※この金額は契約金額の限度額の参考として示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではなく、提出された概算費用については評価対象となる。

(6) 事業の不成立

本事業は、停止条件付の募集であり、本市において予算案件が議会で承認されないこと等により、本事業が実施できなくなった場合には、契約が締結できない場合がある。なお、契約が締結されなかった場合、それまでに要した経費は応募者負担とする。

3. 参加資格

(1) 事業提案者

事業提案者は、以下のアからオのすべての事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。

ア 低炭素設備等の設置施工等を含むリース及び管理する事業

イ 低炭素設備等の改修の設計とその工事を施工管理する事業

ウ 低炭素設備等の改修後に維持管理する事業

エ 低炭素設備等の改修後に改修効果の計測・検証を行う事業

オ その他、本事業の実施に必要な事業（ただし、市が必要と認めた事業に限る）

グループで応募する場合は、参加表明時にアを実施する事業者を代表事業者と定め参加するとともに、事業提案者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(2) 事業提案者の資格

本プロポーザルへの事業提案者は、以下に記載の参加資格要件をすべて満たしている者とする。

① 共通条件

(ア) 平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等における省 CO2 促進事業）における「既存施設等の省 CO2 改修支援事業」の公募要領を遵守する交付要綱及び実施要領に基づき、当該事業を事業開始年度及び事業計画期間内において確実に実施することができること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされているものでないこと。

(エ) 本募集要項公告の日から提案書提出日までの間において、国・埼玉県・本市において指名停止を受けていないこと。

(オ) 本募集要項公告の日から提案書提出日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項または第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。

(カ) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命じられていないこと。

(キ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てをしていないこと。

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び秩父市暴力団排除条例に定められている暴力団又は暴力団員関係者でないこと。

(ケ) グループを構成する場合、各構成員は他のグループの構成員として本プロポ

ーザルに参加していないこと。

②3. (1) アを実施する事業者の条件

- (ア) 国庫補助事業を活用した地方公共団体との建築設備・再エネ設備に関するリース契約の実績が2件以上あり、契約実績を提出できること。
- (イ) 「秩父市物品等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成20年秩父市告示第295号。以下「規程」という。）」に基づき、業種「賃貸（レンタル・リース）」、細目「その他各種物品賃貸」の認定を受け資格者名簿（有効期限：平成31年3月31日）に登載されている者、若しくは、規程に基づき平成29・30年度の入札参加資格審査申請を秩父市に申請している場合は「平成29・30年度 秩父市物品等入札参加資格審査申請書類受領書」の写しを提出できる者であること。
- (ウ) 埼玉県内に本社、支店等を有すること。

③3. (1) イを実施する事業者の条件

- (ア) 複数の設計施工事業者によるグループの構成を可とする。その際は、改修設計、工事施工管理会社の中で代表事業者（以下、施工代表事業者）を選定すること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の右欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において該当する工事種類について、特定建設業の許可を受けていること（グループを構成する場合は、最低一社が条件に合致すること）。
- (ウ) 秩父市内に本社を有する事業者であること（グループを構成する場合は、最低一社が条件に合致すること）。
- (エ) 国庫補助事業を活用した建築設備導入の工事实績を2件以上有すること（グループを構成する場合は、最低一社が条件に合致すること）。
- (オ) 平成29・30年度秩父市入札参加資格者名簿（工事）において管工事業・電気工事業のそれぞれの総合点数が1,400点以上であること（グループを構成する場合は、最低一社が条件に合致すること）。

④3. (1) ウを実施する事業者の条件

- (ア) 導入した機器等に不具合が生じた際、導入機器メーカーとの調整を行い、リース期間中の修繕対応が実施できること。
- (イ) 空調機器のうちフロン排出抑制法で専門知識を有する者による定期点検を実施する必要がある機器を導入する場合は、対応が実施できること。（簡易点検については市側で実施する。）

⑤3. (1) エを実施する事業者の条件

- (ア) 補助事業に定める事業報告書の作成を行えること。
- (イ) 本市が要望した際には、各施設・設備区分単位での逐次電力使用量を報告できるシステムを構築できること。

4. 事業者選定の手続き

(1) 選定スケジュール

日程	実施項目	手段・場所
平成 30 年 2 月 13 日 (火)	募集要項等の公表	市ホームページ
平成 30 年 2 月 19 日 (月)	事業説明会	吉田元気村
	現地説明会	各改修事業対象施設
平成 30 年 2 月 20 日 (火) ～平成 30 年 2 月 23 日 (金)	資料閲覧期間	歴史伝承館 1 階 環境部環境立市推進課
平成 30 年 2 月 23 日 (金)	質問書の提出期限	電子メール
平成 30 年 2 月 28 日 (水)	質問への回答	市ホームページ
平成 30 年 2 月 28 日 (水) ～平成 30 年 3 月 6 日 (火)	参加表明書の提出期間	持参又は郵送 ※郵送の場合は必着
平成 30 年 3 月 13 日 (火)	事業提案書の提出期限	持参又は郵送
平成 30 年 3 月 16 日 (金)	書類審査結果の通知	電子メール
平成 30 年 3 月 22 日 (木)	プレゼンテーション審査	市役所本庁舎
平成 30 年 3 月 23 日 (金)	優先交渉権者の通知	電子メール及び郵送
平成 30 年 4 月	賃貸借契約締結	

(2) 事業説明会・現地説明会

本事業について、下記のとおり事業説明会・現地説明会を実施する。なお、事業説明会・現地説明会の参加にあたっては、平成 30 年 2 月 16 日 (金) 正午までに電子メールにて本市に連絡 (Mail : kankyo@city.chichibu.lg.jp) すること。その際、メール件名は「複数施設一括省 CO2 化改修事業現地説明会」とし、メール本文に会社名、参加者氏名、担当者連絡先を記入すること。

① 事業説明会

(ア)実施日時 平成 30 年 2 月 19 日 (月) 午前 10 時～午前 11 時
(40 分事業説明、20 分質疑応答)

(イ)実施場所 吉田元気村 クラブハウス 2 階 会議室

② 現地説明会

(ア)実施場所・日時 平成 30 年 2 月 19 日 (月)

吉田元気村：午前 11 時～午前 12 時

ほのぼのマイタウン：午後 2 時～午後 3 時

文化体育センター：午後 4 時～午後 5 時

(イ)留意事項

現地説明会以外での施設調査は不可とする。ただし、一般開放されている施設の部分については立ち入り自由であるが、調査等の実施により他の利用者の妨げとならないようにすること。

(3) 資料閲覧

本募集要項に加えて、各様式、各施設情報・導入設備等仕様書は平成 30 年 3 月 6 日（火）まで本市ホームページにて公開する。

前述の事業説明会において各対象施設の一般図（配置図・平面図）・既存設備図等・各施設エネルギー使用量（過去 3 年分の月次データ）を紙媒体で配布する。

- ① 閲覧期間 平成 30 年 2 月 20 日（火）～平成 30 年 2 月 23 日（金）
- ② 閲覧場所 秩父市歴史文化伝承館 1 階 秩父市 環境部 環境立市推進課
- ③ 閲覧資料 各施設実施設計図又は竣工図
- ④ 事前予約

閲覧を希望する事業者は、電子メールにて平成 30 年 2 月 19 日（月）正午までに本市に連絡（Mail : kankyo@city.chichibu.lg.jp）をすること。その際、メール件名は「複数施設一括省 CO2 化改修事業資料閲覧希望」とし、メール本文に会社名、参加者氏名、担当者連絡先を記入すること。なお、閲覧日時については調整の上、本市より各希望事業者へ連絡する。

(4) 質疑・応答

募集要項等に質問がある場合は以下の要領で質問書を提出すること。

- ① 提出方法 「質問書（様式 6）」により電子メールにて提出すること。
- ② 提出期限 平成 30 年 2 月 23 日（金） 午後 5 時まで
- ③ 提出先 秩父市 環境部 環境立市推進課

Mail : kankyo@city.chichibu.lg.jp 電話 : 0494-22-2378

質問への回答は平成 30 年 2 月 28 日（水）午後 1 時以降に秩父市のホームページに掲載する。ただし、優先交渉権者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には、回答や公表をしない場合もある。

(5) 参加表明

当該プロポーザルに参加するものは、以下の要領で提出書類を 1 部提出（持参又は郵送）すること。※郵送の場合は必着。

- ① 提出書類
 - (ア)参加表明書（様式 1）
 - (イ)グループ構成表（様式 2）
 - (ウ)会社概要書（様式 3、会社案内パンフレット等を添付すること）
 - (エ)企業状況表（様式 4）
 - (オ)納税証明書（国税及び地方税）
 - (カ)類似事業実績一覧表（様式 5）
 - (キ)特定建設業の許可証明書（写しでも可、発行日より 3 か月以内のもの）
- ② 提出期間 平成 30 年 2 月 28 日（水）から平成 30 年 3 月 6 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く）

② プレゼンテーション審査

平成 30 年 3 月 22 日（木）に実施する。なお、時間・会場は書類審査結果通知時に通知する。なお、審査は審査基準表に基づき、審査員（市職員）が行う。

優先交渉権者は、評価項目ごとの全審査員の評価点の平均点を、合計した点数を書類審査評価点に加算した合計点が最も高い提案者とする。合計点が同点の場合は、審査員の多数決によって決定する。

プレゼンテーション審査は、提案時間 25 分以内、質疑応答 10 分程度とする。また、事業提案者からの参加人数は 5 名以内とする。グループでの提案を行う場合は、5 名の内、代表事業者となる企業から 1 名以上参加すること。その他の役割を担う企業については参加を任意とする。プレゼンテーションは事業提案書の内容に基づくこととし、追加提案等は認めない。なお、プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーン、電源は市で用意する。パソコン、その他必要な機材は事業提案者が用意すること。会場におけるインターネット回線の提供は行わない。

2 次審査を正当な理由なく欠席した場合は、事業提案を棄権したものとみなす。

別表 審査基準表

評価項目	評価のポイント	配点	最低基準点
事業方針・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明快な事業方針に基づく適切なグループ構成及び役割分担 ・ 類似する実績（代表事業者、改修設計・工事施工管理会社）を十分に有していること 	20	12
事業資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース契約期間の設定とリース支払額の計画妥当性 ・ リース事業者の経営状況・資金調達計画が信頼できること 	20	12
改修方針・施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修工事内容の提案が要求性能を満たすにあたり、具体的かつ妥当であり、費用対効果が高いとともに先進性を備えたものであること ・ 温室効果ガス排出削減量が大きいこと ・ 工事費用の算出に具体性・妥当性があること ・ 提案に基づく工事施工計画が妥当であり、該当施設の運営・業務に支障 	40	24

	を及ぼさないものであること		
修繕方針	・ 設置後の修繕等対応の体制が整っていること	10	6
計測・検証方法	・ 補助事業の事業報告に際して、必要十分な効果計測ができること ・ 補助事業の事業報告作成にあたっての体制が整っていること ・ 設備運用面での改善等、更なる省エネに向けた効果計測・検証ができること	10	6

(2) 審査結果の通知

審査結果の通知は、以下の要領でそれぞれの審査について行う。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けない。

①書類審査

平成 30 年 3 月 16 日（金）中に全ての提案者に電子メールにて通知を行う。

②プレゼンテーション審査

平成 30 年 3 月 23 日（金）中にすべてのプレゼンテーション審査対象者に電子メールおよび郵送にて通知を行う。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において失格となった参加者が優先交渉権者に選定されているとき、発注者はその選定を取消、その次に高い順位にある参加者を新たな優先交渉権者に選定する。

(ア)参加資格を満たさないことが分かったとき。

(イ)提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。

(ウ)選定結果に影響を与える不誠実な行為を行った場合。

(エ)本募集要項に違反した場合。

(オ)その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

6. 契約に関する事項

(1) 契約締結

優先交渉権者との契約内容に関する協議が整った上で、契約書（案）の作成を行い、これをもとに代表事業者は補助事業の交付申請を行う。交付決定後に契約書（案）の内容に基づき、随意契約を行うものとする。

(2) 契約の相手方

優先交渉権者がグループの場合、代表事業者と賃貸借契約を行う。

(3) 契約額

この事業の賃貸借の契約金額は、事業費総額から国補助（工事費の 1/3、既存設備の撤去費等を除く、上限 8,000 万円）を差し引いた後の額

(4) 事業成果品

賃貸借契約された設備

※賃貸借契約完了後に所有権が本市に帰属されること。なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年 9 月 26 日政令第 255 号）に定める財産処分制限に基づき、契約完了後には所定の手続きを実施すること。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て事業提案者の負担とする。
- (3) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

8. 問い合わせ先

秩父市 環境部 環境立市推進課（担当：坂本）

住所：〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町 8 番 15 号（秩父市歴史文化伝承館 1 階）

電話：0494-22-2378

FAX：0494-22-2309

Mail：kankyo@city.chichibu.lg.jp